

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2022-002 事件

競技者氏名：

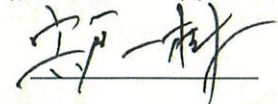
競技種目： 陸上競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

2024 年 1 月 5 日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

副委員長 宍戸 一樹



聴聞パネル決定

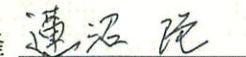
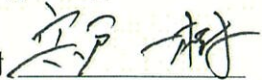
日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.1.2.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネル（以下「本件パネル」という。）は、2023 年 7 月 6 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果、並びにその後同年 11 月 7 日までに本件の競技者（以下「本件競技者」という。）及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）から追加的に提出された各主張及び証拠の検討結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

2024 年 1 月 5 日

宍戸 一樹

連沼 隆

武者 春樹



記

〔決 定〕

- ・ 本規程 2.1 項及び同 2.2 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 10.10 項に従い、検体採取の日である 2022 年 5 月 19 日から暫定的資格停止期間の開始日である同年 6 月 21 日までに獲得された競技者のすべての個人成績はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.2 項及び同 10.13.1 項により、2022 年 5 月 21 日より 2 年間の資格停止とする。

〔理 由〕

1. 本件は、後述するとおり、本件競技者に対して JADA が実施した競技会外検査（以下「本件検査」という。）において、本件競技者の検体から禁止物質が検出されたという事案であるところ、本件競技者は、本規程 22.1 項に基づき本規程の遵守を受諾している公益財団法人日本陸上競技連盟に登録することによって本規程に同意しており、したがって、本件競技者には本規程が適用され、かつ JADA の結果管理権限に服する。
2. 2022 年 5 月 19 日、6 時 1 分から 6 時 25 分にかけて実施された競技会外検査において本件競技者の尿検体からエピtrenボロン（ 17α -ヒドロキシエストラ-4,9,11-トリエン-3-オン）（Epitrenbolone（ 17α -hydroxyestr-4,9,11-trien-3-one））が検出されたが、これはtrenボロン（ 17β -ヒドロキシエストラ-4,9,11-トリエン-3-オン）（Trenbolone（ 17β -hydroxyestr-4,9,11-trien-3-one））の代謝物である。trenボロン（ 17β -ヒドロキシエストラ-4,9,11-トリエン-3-オン）（Trenbolone（ 17β -hydroxyestr-4,9,11-trien-3-one））は、2022 禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S1.1. 蛋白同化男性化ステロイド薬（AAS）」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項及び同 2.2 項に定める「禁止物質」に該当する。当該尿検体の分析を行ったのは世界アンチ・ドーピング機構（WADA）認定の分析機関である株式会社 LSI メディエンスであり、その手続には適用される国際基準からの乖離はなかったと認められる。これに対して本件競技者は、B 検体についての分析を要求し、かかる分析が実施されたが、同様にエピtrenボロン（ 17α -ヒドロキシエストラ-4,9,11-トリエン-3-オン）（Epitrenbolone（ 17α -hydroxyestr-4,9,11-trien-3-one））が検出された。また、本件競技者は、本聴聞会（暫定聴聞会を含む）において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
3. そこで、本件においては、本件競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）の違反が認められ、同 10.10 項に基づき、検体採取の日である 2022 年 5 月 19 日から暫定的資格停止期間の開始日である同年 6 月 21 日までに獲得された本件競技者のすべての個人成績はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
4. 本件競技者の体内から代謝物が検出されたtrenボロンは、「禁止物質」に該当するものである一方で、禁止表における「特定物質」として取り扱われないもの（以下「非特定物質」という。）に該当するところ、本件競技者は、上記検出物質については、本件検査に先立ち 2022 年 5 月当時に摂取した「海外産の食肉（具体的には、牛レバー）」（以下「本件食品」という。）に禁止物質が含まれており、これが陽性判定の原因として考えられる旨主張すると共に、本件競技者は本件食品について上記の事実を知らずに摂取したものであること等から、その摂取は意図的なものではなかった旨主張している。
5. すなわち、非特定物質の摂取事案においては、原則的な資格停止期間は 4 年間であり、競技者が当該アンチ・ドーピング規則違反が「意図的」ではなかったことを立証できた場合に限って、基礎となる資格停止期間が 2 年間となる（本規程 10.2.1.1 項、同 10.2.2 項）ことから、禁止物質摂取の意図性の有無が競技者にとって重大な問題となるところ、本件競技者は、まず、禁止物質の摂取経路（体内侵入経路）について、①当時摂取又は使用していたサプリメントやスキニングクリームからは禁止物質は検出されておらず、また、本件検査の前後において、trenボロン製品を購入した事実もないこと、②trenボロンは、海外においてホルモン剤として肉牛に使用され、これが食肉加工の後にも残存している事例が報告されており、日本への輸入時の検査基準ないし検査の実態に照らして、当該trenボロンを含有した食肉が日本国内において流通し、消費者がこれを購入する可能性は否定されないこと、③実際にも、本件競技者は本件検査に先立つ 1 か月の間に、自宅近所のスーパーにおいて牛レバーを購入し、これを自ら調理・摂取していること、そして、④牛レバーはtrenボロン等の注入薬物（成分）が他の部位と比較して特に残留しやすいと考えられていること、そして、⑤本件競技者の

尿検体から検出されたトレンボロン代謝物の濃度は、本件競技者がトレンボロンを含有する食肉を摂取したと仮定した場合の論理的な推定値と符合していること等の各事情について、本件競技者の本件検査に先立つ直近 12 か月、28 か月、11 か月間分の 3 種類のクレジットカードの使用履歴や、当時本件競技者が日々摂取していた食事の内容等を書き起こしたメモ等の各種の証拠書類を提示し、併せて過去にスポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という。）において競技者によるトレンボロンの摂取が食肉由来であったと判断された事例（CAS 2019/A/6313 Jarrion Lawson vs IAAF）（以下「ローソン事件」という。）等にも言及しながら詳細に主張している。

6. その上で、本件競技者は、代理人弁護士を通じて、①本件競技者の競技種目である 400 メートルハードル走の競技特性や、競技成績の推移、禁止物質の検出時期等に照らし、およそ禁止物質を意図的に摂取しようとする動機があったとは認めがたいこと、②（ア）1.4 ナノグラム／mL という検出量や（イ）本件競技者の体重の推移、（ウ）直近のドーピング検査において陰性であったという事実、（エ）本件競技者が競技におけるハードル間の歩数構成の変更を試みていないという事実、（オ）本件競技者が本件検査を回避しなかったという事実、（カ）本件検査後の本件競技者の言動・競技成績、（キ）検査結果通知後の本件競技者の言動（検査結果の連絡を受けた直後に、憔悴した様子で関係者に報告していること）、（ク）陽性結果通知後において膨大な費用・時間等をかけて原因分析を行った事実経過等が「意図的」な摂取とは相容れないこと、並びに③（ア）過去 7 回のドーピング検査がいずれも陰性であり、加えて本件競技者が直近で RTP 登録通知を受けていた事実、（イ）本件競技者に対してチーム内での注意喚起が行われ、かつ本件競技者は JADA の講習等も受講していた事実、そして（ウ）本件競技者の人間性や性格等に鑑み、本件競技者が禁止物質を意図的に摂取したとは考えられないこと等を主張している。
7. これに対して、JADA は、本件競技者が対象となる輸入肉に関する具体的な事実を特定できておらず、また、輸入肉にトレンボロンが残留していた事実も立証されていない旨主張し、併せて、米国アンチ・ドーピング機関（USADA）の Dr. Matthew Fedoruk 氏による宣言書（以下「本件宣言書」という。）に基づき、実際に本件競技者の尿検体から検出されたトレンボロンの濃度は、本件競技者が主張する食肉の摂取量と符合せず、したがって本件競技者の体内から検出された禁止物質が食肉由来である可能性は極めて低い等主張し、そもそも本件競技者による禁止物質の摂取経路（体内侵入経路）の立証がなされていないことから、本件競技者による禁止物質の摂取が意図的ではなかったことの立証もなされていないとの見解に立っている。
8. この点、本件パネルにおいて、本件競技者本人の証言、本件競技者が所属する事業会社の陸上競技部（以下「本件陸上競技部」という。）のコーチ、同部のチームメイト及び本件競技者の学生時代からの指導者の証言、本件宣言書を含む JADA から提出された各文書（Doping Control Form 等）等を仔細に検討したが、本件競技者が主張するように、トレンボロンが海外産の食肉（牛肉）に含まれている可能性については各種の証拠から合理的に推認され得るものの、日本国内においてトレンボロンが輸入牛肉から検出されたという公的な報告はなく、そして、本件においては、競技者側が行った検証の過程において食肉中から実際にトレンボロンは検出されず、また、実際に本件競技者が具体的に摂取したと主張するのと同種の食肉（牛レバー）を入手するには至らなかったこともあって、本件競技者が具体的に、いつどこで、どれだけの分量を食べた食肉（牛レバー）がトレンボロンの体内侵入経路として問題になるのかということが必ずしも明らかにされたとは言い難い。
9. 確かに、本件競技者が主張するように、本件競技者に対して広く「我が国において流通している食肉」の分析を求めるのは過剰な負担であると言わざるを得ず、また、本規程上、競技者側の証明は証拠の優越で足るとされていることもまた事実であるが、本件宣言書の「4. 消費牛

肉中のトレンボロン投与量の科学的計算」によれば、本件競技者の尿検体から検出された分量に相当するトレンボロンを食肉により摂取するためには、検体採取前の 24 時間に 6 キログラム以上の食肉を摂取する必要があるとされている一方で、ローソン事件では、競技者が前日（検査の 19 時間前）にレストランでテリヤキビーフを食べたということがレストランの領収証や銀行口座の記録、ポリグラフ検査の結果等を踏まえて認定されている。

10. 本件パネルはこの本件宣言書の説明を額面どおりに受け取るものではないが、本件競技者が主張するトレンボロンの体内侵入経路は、①通常の肉牛の飼育過程では通常は想定されないレベルの高濃度の禁止物質が食肉中に残留しており、かつ、②（当該食肉が実際に我が国に輸入され、本件競技者がこれを購入した上で）本件競技者がその中でも特に残留禁止物質の濃度が高い部位を一定分量摂取した結果として、③これが体外に排出等される前に行われた検査において、一定程度の濃度を超えるレベルで本件競技者の尿検体から検出されたという極めて稀な事実経過の認定を要するものであって、また、日本国内において海外輸入肉にトレンボロンが含まれている可能性についてはこれまで JADA 等からの注意喚起はなされておらず、これが事実であった場合には競技者の過誤又は過失の有無の認定にも重大な影響を与える結果を招来するものであることから、その証明が成功したと言えるためには、論理的にそのような事態が起こり得る可能性があるというに留まらず、やはり、摂取の対象となった食肉やその摂取日時、摂取分量がより具体的なレベルで特定されなければならないと本件パネルは考える。
11. したがって、本件パネルは、本件競技者から提示された証拠から、本件競技者が禁止物質の体内侵入経路を確定的に証明できたとまで認めることはできない。
12. しかしながら、本件は前述したように非特定物質が問題となった事案であり、競技者による禁止物質の摂取が意図的でなかったことが立証されない場合、資格停止期間は原則として 4 年間となるところ、この意図性（の不存在）の立証にあたっては、必ずしも体内侵入経路が確定的に証明されている場合に限られず、競技者又はその他の人が、禁止物質がどのように体内に入ったかを示すことなく、アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかったことを証明することは、（極めて例外的ではあるものの）理論上は可能とされている（本規程 10.2.1.1 項の解説参照）という点について本件パネルは特に注意を向けるものである。
13. すなわち、本件においては、これまでに当事者双方から提出された証拠や、本聴聞会における本件陸上競技部のコーチの証言、そして、本聴聞会の全趣旨によれば、本件競技者側が主張するように、本件検査が行われた当時において、本件競技者の競技成績の推移や禁止物質の検出時期に照らし、本件競技者において禁止物質を意図的に摂取しようとする動機があったと積極的に認定されるような事実までは認められない。本件競技者は、本件検査に先立つ過去 7 回のドーピング検査がいずれも陰性であり、しかもそのうち最後の 2 回は本件検査の直前の半年間（2021 年 12 月 13 日及び 2022 年 2 月 25 日）に検査が行われたものであるところ、その後、本件検査の 2 か月前に RTP の登録対象となったという経緯がある中で、その段階で本件競技者が殊更に新たに禁止物質を摂取しようとしたと考えるには躊躇を覚える事情が存在している。とりわけ、①本件において検出された物質が筋肉増強効果のあるトレンボロンのみであって、本件競技者の競技種目である 400 メートルハードル走の（筋力のみならず、瞬発力・持続力・技能のバランスを重視する）競技特性や競技者の（ハードル間の歩数を維持しながらタイムを向上させようとしていた）トレーニング状況に必ずしも「適合」した物質とは考えにくい点や、②本件検査後において禁止物質の摂取経路に全く身に覚えがないとして狼狽・困惑した本件競技者の反応、③本件競技者がその後、多大な労力・費用・時間をかけてその摂取経路（体内侵入経路）の分析・検証を試みたという事実経過は、本件競技者がトレンボロン（のみ）を意図的に摂取したという認定を阻害する事由となると考えられる。
14. 以上に加え、本件競技者が主張するように、本件競技者が本件検査前に摂取したと主張する

食肉にトレンボロンが残留しており、これが本件競技者の体内に入ったという論理的な可能性が否定できないということを考え合わせると、本件競技者は、本件競技者による禁止物質（トレンボロン）の摂取が「意図的」ではなかったことを、「証拠の優越」（本規程 3.1 項）の程度でもって立証したものと本件パネルは判断する。

15. なお、本件においては、体内侵入経路に関する主張如何にかかわらず、禁止物質が本件競技者の体内に入った事実が認められること、並びに、「禁止物質…の使用についてのアンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことが証明される必要はない。」（本規程 2.2.1 項第二文）とされていることから、本件においては、本規程 2.2 項（競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること）の違反も成立する。
16. 続いて、本規程 2.1 項及び同 2.2 項違反についての本件競技者の過誤又は過失の存否及びその程度が問題となるが、本件では本件競技者による体内侵入経路の証明がなされたとはまでは言えないことから、競技者に（重大な）過誤又は過失がなかったということはできず、また同様に、本件競技者が主張するように、禁止物質が汚染製品に由来するとの認定もできない。
17. 以上の各認定及び今回の違反が 1 回目の違反であることからすれば、本規程 10.2.2 項の定めに基づき、本件競技者を 2 年間の資格停止とするのが相当である。
18. 本件では、JADA 担当者による 2022 年 6 月 21 日の通知以降、本決定に至るまで、本規程 7.4.1 項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては 2023 年 7 月 6 日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同 10.13.2.1 項により、本件競技者は、最終的に課される資格停止期間から、上記の暫定的資格停止期間の控除を受けることになる。さらに、本件においては、本件競技者及び JADA 双方による最終の主張・証拠の提出日である 2023 年 11 月 7 日以降、本件パネルにおける審理の終結までの間に 2 か月弱の期間を要したが、このうち少なくとも 1 か月間については、本件競技者の責めに帰すべきでない事情によるものであるから、本規程 10.13.1 項に基づき、資格停止期間の開始日を 1 か月分遡及させるものとし、その帰結として、本件競技者の資格停止期間の開始日は 2022 年 5 月 21 日となる。
19. 以上より、上記の決定をするに至った。
20. なお、本件競技者は、国際レベルの競技者ではないことから、本規程 13.2.2 項及び 13.6.2 項に基づき、本決定に不服がある場合には、本決定の受領の日から 21 日以内に、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（東京都千代田区平河町 2-4-13 ノーブルコート 403）に対し、不服申立てを提起することができる。

以 上